



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第68号 : 研究特集Ⅱ
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1991, 68, p. 1-10
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78879
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐代の折衝府の等級と 西州の折衝府の等級に関する覚書(2)

編纂資料と出土文書の相互補完を求めて

白須淨真

三 編纂資料から見た折衝府の等級と 府官の官品

菊池英夫氏が「日唐軍制比較研究上の若干の問題」において、「既に戦前以来定説化している基本的事項が今なお無視されている場合すら存する」として、仁井田陞・牧野巽両氏が「故唐律疏議製作年代考」（『東洋学報・東京』第1・2冊、1931~2年）によって開元律疏とされた『唐律疏議』を依然として永徽律疏として扱ってきた例が少なくないことを指摘された⁽²⁵⁾。松本氏はこの点を踏まえて、浜口氏が、

唐律疏議卷十六擅興律、征人冒名相代の条の疏議に引用されている軍防令に、「每府管五校尉之处。亦有管四校尉三校尉者」とある。唐律疏議は永徽四年の作であるから、其中に引用された軍防令は、正しく永徽令に相違ないが、これに依って当時は五校尉の在職する軍府、したがって一千人の兵員を有するものが、最高兵額の軍府（後述するが如く校尉は一団二百人の長である）以下四校尉則ち八百人、三校尉則ち六百人の三通りであったことを知るであろう。⁽²⁶⁾（は筆者が加えたもの）

とされたのは、永徽令ではなく開元令と改めるべきであると主張された⁽²⁷⁾。とすれば浜口氏が算定された「上府」が1000人、「中府」が800人、「下府」が600人という唐代の折衝府の人員は、永徽中とそれ以降のものではなく、開元中とそれ以降のものと認識しなければならない。すでに述べたように垂拱中の折衝府の人員は、上府（1200人）、中府（1000人）・下府（800人）であったから、開元中に至ってそれぞれ200人ずつが削減されたことになる。松本氏はこの折衝府の人員の削減について、「後代になって増加されたとする通説よりも、府兵制の崩壊にともなってその規模が縮小されていくと考える方が自然であろう」⁽²⁸⁾とその妥当性を強調される。菊池氏の提起を受け入れたこの松本氏の見解が正しいとすれば、浜口氏の見解に従って7世紀中葉から8世紀初

の西州の4折衝府の總定員を、結果的には永徽令ではなく開元令で2400名とした先の気賀沢氏の算定（下府600名×4）も再考が求められることになる。

もちろんこうした松本氏の見解は、仁井田陞・牧野巽両氏の『唐律疏議』の年代比定が鉄壁であるという前提のもとに成り立つ。しかし現実には、仁井田陞・牧野巽両氏の論考に対して疑念を持つ論考は決して皆無ではない。1978年、楊延副氏が発表した「《唐律疏議》制作年代考」⁽²⁹⁾はそうした論考の一つである。これによれば、現行本の『唐律疏議』は仁井田陞・牧野巽両氏の言う開元二五年律疏ではなく永徽律疏と推定しているのであるから、これに従えば浜口氏の言われるとおり引用された軍防令は、永徽令であって構わないことになる。したがってこの点の検証を保留している松本氏の見解に、即座かつそのまま従うことは、やはり躊躇をおぼえる。『唐律疏議』がいずれの時代の律疏を対象としたものであるかは、法制史の専門家にゆだねるべき高度な問題であり、この点に関わる折衝府の人員問題については、今は保留しておきたい。

さて以上の検討を経て、現時点で整理可能な折衝府の等級とその定員及び折衝府の職員とその品階を整理しておこう⁽³⁰⁾。

※永徽令？ (浜口見解) ⁽³¹⁾		上 府 (兵員数) (1000人)	中 府 (兵員数) (800人)	下 府 (兵員数) (600人)
垂拱年間まで	折衝都尉 左果毅都尉 右果毅都尉	等級制は存在(上府・中府・下府の3等級制であった確証はない、従って兵員数も不明) ⁽³²⁾ 正四品下(1) ⁽³³⁾ (最上等級の折衝府のもの、それ以下の等級のものは不明) ⁽³⁴⁾ 正五品上(1) ⁽³³⁾ (最上等級の折衝府のもの、それ以下の等級のものは不明) ⁽³⁴⁾ 正五品上(1) ⁽³³⁾ (最上等級の折衝府のもの、それ以下の等級のものは不明) ⁽³⁴⁾		
垂拱中以後 (35)	折衝都尉 左果毅都尉 右果毅都尉 別 将 長 史 録 事 府 史 兵曹参軍事 府 史 校 尉 旅 帥 隊 正	上 府 (兵員数) (1200人) 正四品上(1) 従五品下(1) 従五品下(1) 正七品下(1) 正七品下(1) 従九品下(1)? (1) (2) 正八品下(1) (2) (3) 従七品下(6) 従八品上(12) 正九品下(24)	中 府 (兵員数) (1000人) 従四品下(1) 正六品上(1) 正六品上(1) 従七品上(1) 従七品上(1) 正九品下(1) (5) (10) (20)	下 府 (兵員数) (800人) 正五品下(1) 従六品下(1) 従六品下(1) 従七品下(1) 従七品下(1) 従九品上(1) (4) (8) (16)

	副 隊 正	従九品下 (24)	(20)	(16)
※開元令以後 ? (松本見解) (36)		上 府 (兵數) (1000人)	中 府 (兵數) (800人)	下 府 (兵數) (600人)
天寶式表 (P.2504) (37)	折 衝 都 尉 果 毅 都 尉 別 將 長 史 兵曹參軍事	上 府 正四品上 従五品下 正七品下 正七品下 従八品下	中 府 従四品下 従七品上 従七品上 正九品下	下 府 正五品下 従六品下 従七品下 従七品下 従九品上
	校 尉 旅 帥 隊 正 隊 副	上中下の等級の記載はなく従七品下 上中下の等級の記載はなく従八品上 上中下の等級の記載はなく正九品下 上中下の等級の記載はなく従九品下		

() は定員

なお西村元佑氏は、『通典』巻40職官22品秩の終わりの内外職掌の項に、

内職掌……外職掌州県倉督・録事・佐史…折衝府旅帥・隊正・隊副等。

とあることを根拠に次のような指摘をされている。

折衝府旅帥・隊正・隊副を外職掌にふくめてあげてあり、これによれば旅帥・隊正等には、六典に記載されたような職事官のものと、通典の内外職掌にあげられたような流外官のものと両様が有ったことがわかる。かくして隊正・隊副等にも、折衝府の上・中・下に応じて品階に上下があつたのを、六典ではただ上府の場合みをあげて、以下は省略したものと解される。(38)

この西村氏の1960年の見解は、その後も依然として折衝府の旅帥・隊正・隊副を等級の区別を考慮せず一律に同じ品階として扱ってきた研究者には、改めて回顧を求めるものとなろう。しかし旅帥・隊正・隊副だけでなく同じ衛官である校尉だけを含まないのか、また上府を除く中府・下府のすべてがそうなのか、あるいは下府のみが対象となるのか、さらにそれ以外になんらかの基準があるのか等、子細はほとんど定かでない。困難性をともなうであろうが、個別の検証が課題として残っていることは疑いない。したがってこの点は、本稿でも指摘に留めて保留しておく。

四 西州に設置された折衝府の等級

640(貞観一四)年、麹氏高昌国を平定した唐帝国は、この中央アジアの王国の故地に西州を置立して高昌・交河・柳中・蒲昌・天山の4県を置くとともに、前庭府・岸頭府(「交河府」の名も出土資料にみえ同一の折衝府を指していることは疑いないが、これが俗称なのか一時の改名なのか定かではない) (4)・蒲昌府・天山

府の4つの折衝府を設置した。続いて具体的事例となるのこれらの折衝府の等級問題について整理してみよう。

(a) 前庭府

すでに述べたように西村元佑氏は、2点の大谷文書によって西州の折衝府が「上府」であったことを指摘された。しかし西村氏はその「上府」に相当する折衝府が、西州のどの折衝府であるかについては言及されなかった。そこでまず、この「上府」とされた折衝府を特定する残された作業を行っておこう。

西村氏の検討された資一・大谷文書3030号には、この折衝府の長官の折衝都尉の仗身に充てられた「康父子」(9折)という人物がみえる。この人物は、周藤吉之氏が「吐魯番出土の倭人文書研究」において指摘されたように、大谷文書の〈1210号〉と〈2366号〉及び〈2368号〉にもそれぞれ見出すことができる⁽³⁹⁾。1979年、『中国古代籍帳研究』を完成された池田温氏は、その「録文編」にこれら3点の文書を収録されたが、〈1210号〉と〈2366号〉は本来前後に連続していたものと推定し、さらにそれは大谷文書2846、1209、2845・2851、1847号とともに同一グループの文書として包括し「周如意元年(692)西州高昌郡諸堰頭等申青苗畝数佃人牒6折(2~6年欠不確定)」と標題を付された⁽⁴⁰⁾。また〈2368号〉も、大谷文書4044、2369、1214、1222、2367、3365、1058、3752号と同一グループの文書として包括し「周天授二年(691)西州高昌郡諸堰頭等申青苗畝数佃人牒9折」と標題を付された⁽⁴¹⁾。そこで池田氏の録文に従って、「康父子」の見える文書を示してみよう。

資四 「周如意元年(692)西州高昌郡諸堰頭等申青苗畝数佃人牒6折(2~6年欠不確定)」

- | | |
|--------------------------------|--|
| (省略) | 2846号文書 |
| (省略) | 1209号文書 |
| (省略) | 2845号文書 |
| (省略) | 2851号文書 |
| (省略) | 1847号文書 |
| 1 □ □司馬堰頭 | 〈1210号〉 |
| (焦才感?) | |
| 2 □ □肆畝 _荒 | 東 <u>焦才感</u> 西 <u>范守雪</u> 南 <u>孫阿駟</u> 北 渠 |
| 尚 | |
| 3 <u>焦才感</u> 式畝 _荒 | 東 <u>竹住</u> 、西 <u>焦感</u> 南 <u>康父子</u> 北 渠 |
| 昌 | |
| 4 <u>竹住</u> 、式畝 _{自個種} | 東 渠 西 <u>焦才感</u> 南 <u>嚴弘信</u> 北 渠 |
| (中 欠) | |
| | ? |
| 5 <u>康父子</u> 式畝 _荒 | 東 <u>嚴弘信</u> 西 <u>石阿臈</u> 南 <u>康百海</u> 北□□ 〈2366号〉 |
| | (焦?) |

「荒」
(後 欠)

(前 欠)

- 1 年八月 日史玄政 牒 3 1 3 9 号
2 「連。公成白。
3 十一日。」

資五 「周天授二年（691）西州高昌郡諸堰頭等申青苗畝数個人牒 9#」

(1 から 6 行、省 略) 2 3 6 8 号

- 7 畝_{個人口番}、賈海住式畝_{個人口番} 康父子式畝_{個人口番}
玄政

(8 から 1 2 行、省 略)

- 13 「_」成白。八日。」天授二年 月 日堰頭骨惡是牒

またこの「康父子」の他にも、他の出土文書にその名を見出せる人物がもう一人いる。それは、来月 1 日、この折衝府の次官の右果毅都尉の仗身に充てられることになっていた「張大師」（資一・大谷文書 3030 号 6 行）がその人で、彼の名は黄文弼氏がトゥルファンのカラホージャ（訶城）で得た次の文書に見出すことができる。

資七 「載初元（690）年安末奴等納駝狀」（42）

- 1 載初元年三月廿四日安末奴・趙阿閼利・
趙隆行・王□記・馬守海・韓憲有・李隆德・康
□・張大師・樊孝通等、其中安末奴・韓憲有・
趙阿閼利等三人先有十駄。余外七人無駄。
練負康智奴師 | 子 |
□ 記一駄、練一疋付団。負練人馬守海妻 | 康 |
負練人趙隆行 | |
負練人李隆德妻。

さてそれでは、西村氏の検討された資一・大谷文書 3030 号にみえる「康父子」と「張大師」は、その名を同じくするとしてここに挙げた「康父子」と「張大師」と同一の人物なのであろうか。「康父子」（資三 3 と 5 行、資四 7 行）は、池田温氏が文書の標題に示されたように周の如意元（692）年と周の天授二（691）年当時の人物であり、また「張大師」（資七 3 行）の場合も、文書の年代に明示されているように載初元（690）年当時の人物であったから、「康父子」と「張大師」は同時代の人物であったことになる。3030 号文書にみえる二人の人物・「康父子」「張大師」（資一）と同名の人物が、そ

れぞれ個別の、しかも時代と地域を同じくする出土文書（資五・六・七）に見出せることは、同名の異人ではなく同一人物である公算は強い。ただし3030号文書は、「康父子」と「張大師」を記載する文書に見える則天文字（年・月・日）が使用されておらず、資五・六・七とまったく同時代の文書ででないことがやや気にかかるが、同類の大谷文書から推定して則天文字（年・月・日）が使用されていない則天武后期のものと考定できることから、ほぼ同期とみなしてよく矛盾は生じない⁽⁴³⁾。

もしこうした想定に誤りがなければ、大谷文書3030号（資一）にみえる「康父子」と「張大師」については、次のように考えることができよう。「康父子」と「張大師」は右果毅都尉と折衝都尉の仗身にそれぞれ充てられていたのであるから、この二人が折衝府に所属した府兵であったことはまちがいない。「康父子」の場合、資六に明示されているように西州高昌県尚賢郷の人であった。「康父子」に付された「商」字は、大谷文書の研究によってすでに明らかにされているように高昌県の尚賢郷を指しているからである⁽⁴⁴⁾。

「張大師」の場合、彼の所属した郷を示す手がかりはない。しかし、彼の名のみえる資五を黄文弼氏がカラホージャ（𐰽𐰺𐰍𐰏𐰤）で得ていることは、彼もまたカラホージャのある高昌県の人であったことを示唆する。このように「康父子」と「張大師」を西州高昌県の人と見れば、この高昌県から点兵されて府兵となったのであるから、彼らの所属した折衝府は高昌県に設置されていた前庭府と特定できることになる⁽⁴⁵⁾。したがって西村氏が、「上府」とされた折衝府は、前庭府ということになる。

さてそれでは、西村氏の言われるごとく前庭府を「上府」としてよいのであろうか。次にこの点を検討してみよう。

先に「一 垂拱年間に至るまでの折衝府の等級問題」の項で、聖暦三（700）年の紀年を持つ資三・『金剛般若波蜜經』（S. 87）と永隆元（680）年の紀年を記す資四・『金剛般若波蜜經』（北. 0689）の二つの陰仁協の跋文を検討して、永隆元年（680）時における「左領軍衛前庭府左果毅〔都尉〕」の品階は、六品であり、これは当時の果毅都尉の品階として文献に記された〈正五品上〉よりも下位であることを指摘しておいた。これは、前庭府の左果毅都尉を「上府」（ただし当時折衝府になんらかの等級があったとすれば）の左果毅都尉とみなすことが困難であることを示すもので、前庭府は少なくとも「上府」ではなかったことを意味する。とすれば、前庭府を「上府」と導く西村氏の見解とは一致しない。ただし西村氏が依拠した資料は、今述べたように則天武后期のものであったから、永隆元（680）年時の等級との単純比較はできない（垂拱年間に折衝府の官員の官品に変更があったとする浜口氏の見解を参照すれば、この時に折衝府の等級に変更があったその可能性は皆無とはいえず、やはり検討が求められる）が、資料の時代差にも留意しながら一様の検討は試みておこう。

西村氏が、「中府」とみなしうる余地のあった資一・大谷文書3030号からの解釈を「上府」と限定されたのは、資二・大谷文書1261号にみえる「上隊副」の一語に基づく（上府の隊副）ものであった。この大谷文書1261号は、資二の録文に示したように文書の上部が切断されたもので、「上隊副」の余白の上にも文字のあった可能性は否定できない。そして1行から4（5？）行までが同筆であり、6行以降の異筆はおそらくは前行の報告に事項対する判辞の残存と思われから、4行は残存文字そのままに「上隊副・劉」と読むほかにも、「状 上、隊副・劉」の「状」字の欠落の可能性も想定しうる。つま

りこの文書を隊副・劉の状上に判辞が加えられた複合文書と見るのである。この推定は、他の出土文書に「隊副」の例はあっても、ことさらに「上」字を冠した例が見えないことによって一定度の補強を与えることができる⁽⁴⁶⁾。したがって西村氏が強調されるほどには、この「上隊副」を「上府」の根拠とすることはできないと思われる。こうした疑念をさらに増幅させるのは、次の出土墓誌に見える記載である。

資八 「周垂拱四（688）年張雄妻麴氏墓誌銘」

唐故偽高昌左衛大將軍張君夫人永安太郡君麴氏墓誌銘

君諱雄字太歆、本南陽白水人也。……

夫人隴西金城麴氏 皇朝永安太郡君。……以垂拱四年歲次戊子三月戊午朔廿八日景戌、終於高昌淳風里第。春秋八十有二。長子定和、前庭府折衝都尉、基構盛隆、盛年早卒。……⁽⁴⁷⁾

これによれば、「偽高昌」、すなわち唐帝国によって平定された麴氏高昌国の左衛大將軍であった張雄とその夫人・麴氏の長子の定和は、新たな唐朝の支配下にあつて西州に設置された前庭府の長官・折衝都尉に就任していたことが知られる。しかし定和は、夫人・麴氏（定和の母）が亡くなった垂拱四（688）年より前に他界していたから、彼が前庭府の折衝都尉であったのはそれ以前のことある。

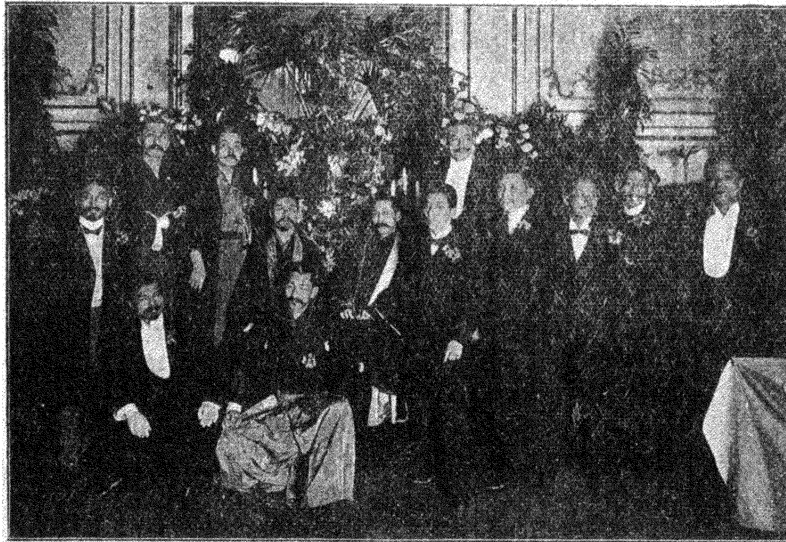
ところで夫人・麴氏は、その墓誌に「皇朝永安太郡君」と記載されているように、唐朝から永安太郡君の邑号を授与されていた。この邑号は四品の職事官で勲官二品を帯び封爵を持つ官人の母に授与されたものであるから⁽⁴⁸⁾、これは定和の職事・前庭府折衝都尉に基づくことになる。とすれば前庭府折衝都尉は、垂拱四（688）年前にあつては四品であったことになる。これによって新疆維吾爾自治區博物館は、前庭府を「上府」あるいは「中府」と推定したが⁽⁴⁹⁾、定和の前庭府折衝都尉への就任が、浜口氏のいう折衝府の官員の官品に変更のあつた垂拱年間以降であるとすれば、この推定は妥当性が高い。先に示したように「上府」の折衝都尉は〈正四品下〉、「中府」のそれは〈從四品上〉、つまりともに四品官であり、「下府」のそれは五品官であつたからである。なお、定和の前庭府の長官・折衝都尉への就任が、夫人・麴氏（定和の母）が亡くなった垂拱四年（688）よりはるかに以前のことであつたとすれば、当時の折衝都尉は〈正四品下〉を以て最高としていたから、前庭府は「上府」（ただし当時折衝府になんらかの等級があつたとすれば）であつたことになる。しかしこれは、先に述べたように永隆元（680）年時、前庭府が「上府」（ただし当時折衝府になんらかの等級があつたとすれば）ではなかつたことと矛盾し、説得的ではない。

さて以上のように検討してみると、前庭府は、聖曆三（700）年の紀年を持つ『金剛般若波蜜經』（S. 87）と永隆元（680）年の紀年を記す『金剛般若波蜜經』（北. 0689）の二つの跋文から垂拱以前にあつては「上府」とみなすことが、また「周垂拱四（688）年張雄妻麴氏墓誌銘」によって垂拱以後では「下府」とみなすことが困難であると想定されることとなつた。垂拱年間までの折衝府の等級問題を明確にできない今、確定的な発言は控えなければならないとしても、西州の首県・高昌県に設置された前庭府は、垂拱以前にあつては「中府」（ただし当時折衝府になんらかの等級があつたとすれば）以下の可能性が、垂拱以後にあつては「中府」以上の可能性のあることだけは認めてよからう。^{補（1）}

白 須 淨 眞

Verlag: KISAK TAMAI, Herausgeber der Monatschrift „Ost-Asien“, Berlin, Neudammstr. 11.

Das Japan. Blumenfest in Berlin (am 8. April 1901).



Otto Becker & Maass phot.

秋山公道『絵はがき物語』（1988年、紀伊国屋書店）に、「ベルリンで働く日本人の花祭り」と題された、1901（明治34）年の絵はがき（図版参照）が紹介されている。その解説には、秋山氏が、1971年、この絵はがきをパリで求めたことのほか、「多分、大使館あたりの人を中心となつてか、遠く日本を偲んでの四月八日の釈迦誕生会を、羽織袴、フロックコート、タキシードで、オットー・ベッカー氏のレンズの前に集まった。百年前の写真としては、さすがにドイツ、印刷もしっかりしている。」と記されている。

この記念写真の絵はがきは、付された独文によって 1901年 4月8日、日本人によるベルリンでの花祭りであること、月刊誌“Ost-Asien”の編集者・KISAK TAMAIによって発行されたこと、撮影が Otto Becker & Maassであったことが知られるにすぎないが、写真の中に、翌1902年から藤井宣正等とともにインド調査を担当した大谷探検隊のメンバーの一人・菫田宗恵（そのだそうえ）の姿が見える（後列左より5人目、椅子に座り法衣に僧袈裟をかけた人）ので、大谷探検隊関係資料としてここに紹介し、若干の解説を加えておく。

菫田宗恵（1863-1922年）は、1863（文久3）年、現大阪府泉南郡の教円寺・浅井宗泰の長男として出生。1880（明治17）年、当時の西本願寺の最高学府・大教校を卒業後、東京大学予備門をへて東京大学文科大学哲学科に入学。1892（明治25）年、卒業とともに、西本願寺が新たに設置した学校・文学寮の教授に、次いで、1897（明治30）年、第4代文学寮長

に就任した。この間、和歌山・妙慶寺の菫田香潤の長女・香代と結婚、1894（明治27）年、妙慶寺の12世住職を継承した。

後、1899（明治32）年、西本願寺の北米開教の開始とともにそのパイオニア開教使としてカリフォルニアに赴任。その精力的な布教活動は、ハワイ開教の今村恵猛（いまむらえみょう、1867-1932年）と並んで宗門（浄土真宗本願寺派）内ではよく知られている。なお北米在任中、短期間（1900年11月から12月）ではあったがメキシコにも赴き、アステカ・マヤ文明の遺跡の調査を行った。今日この調査を知る人は少ないが、我が国のアステカ・マヤ文明研究の先駆者として注目すべきであろう。

続いて1901（明治34）年、西本願寺ドイツ駐在としてベルリンに赴任、ベルリン大学で哲学・梵語学・宗教制度を研究。翌明治35（1902）年、ロンドン留学中の大谷光瑞の主催する中央アジア・インド・東南アジア・中国の仏教遺跡調査（大谷探検隊）に加えられ、藤井宣正とともにインド調査を担当。10月、ベルリンをあとにしてインドに向かい、一年間に及ぶ調査活動を展開、1903（明治36）年末帰国した。なおその活動の記録は、菫田香勲編『菫田宗恵米国開教日誌』（1975年、法藏館）所収の「インド紀行」に詳しい。言うまでもなくこのインド調査は、我が国最初期のものであり、当時の我が国の学会の水準からおせばそれが異例の事業であったことは言うまでもない。

帰国後の1905（明治38）年、彼は、仏教大学（駒澤大学の前身）学長に就任、1912（大正1）年まで在任した。1915（大正4）年、再び仏教大学学長となり、1915（大正10）年までその任にあったが、翌1922（大正11）年、59歳で他界した。

さて秋山氏の紹介する1901（明治34）年のこの絵はがきは、菫田宗恵がベルリンに着任して3ヵ月の後に撮影されたものである。ベルリンで日本人による花祭りが行われたことについては、前掲『菫田宗恵米国開教日誌』に収録される菫田宗恵の「滞欧日誌」に記録と関係資料が残されており、その経緯を知ることができる。これによれば、当時のベルリンには百名を越える邦人が在留しており、彼らのうち森孝三、池山栄吉、近角常観、そして菫田宗恵が、3月31日、花祭りを立案し、彼らを含む18名の発起人を募って開催したものであるという。発起人の一人・巖谷小波（いわやさざなみ、次に述べる巖谷孝三と同一人物）の『小波洋行土産』によれば、「一面日本の風俗を示し、一面外人の眼識を広めさせてやろう」と思い、「我が日本国の国威にも関すると、何れも車輪の奔走で」準備し、「ブルメンフェスト（花祭）」と名付けて、会場を「当地第一流の」「ホテル、フキーヤ、ネヤーレス、ツアイテン、訳せば日本語に四季館」をとり、五百枚の招待状を配って開催したものであるという。

“Blumenfest”と題されたこの絵はがきは、発起人が記念に撮影し、当時流行の絵はがきにしたものである。菫田宗恵は、4月15日、「去八日釈尊降誕会を行う。当地の日本人はそれほど多からざるに、白人の来会するもの極めて多く、合計凡そ三百人来会致候」という文面を付して父と妻に宛てて送っている。この絵はがきは『菫田宗恵米国開教日誌』の図版として収録されているが、絵はがきに付された惜しいことに独文は省略されている。

この絵はがきに見える発起人は、18人のうち13人であるが、その名は『菫田宗恵米国開教日誌』の図版解説によって、すべてを知ることができる。今知りうる限りの彼らの経歴もあわせて紹介すると次のようになる。前列にしゃがむ二人は、左より

池山栄吉（東本願寺の留學生）

巖谷季雄（いわやすえお 1870-1933年 号は、小波。ドイツにあっては、ベルリン大学附属東洋語学校講師。児童文学者・小説家・俳人。帰国後我が国の児童文学を確立）

後列左より

吉田静到（よしだせいいち 1872—1945年 東京大学文科大学哲学科卒業後、明治32年、文部省在外研究員としてドイツに留学し、倫理学を研究。東京帝大講師・東京高師教授となり、我が国の倫理学の基礎を構築）

姉崎正治（あねざきまさはる 1873-1949年 明治29年、東京大学文科大学哲学科卒業。明治29年、ドイツ留学。東京帝大教授に就任。国の宗教学の基礎を築く）

玉井喜作（たまいきさく 1886—1906年 “Ost-Asien”の編集者）

近角常観（ちかづみじょうかん 1870-1941年 明治31年、東京大学文科大学哲学科卒業。明治33年、東本願寺の留学生として欧米の宗教事情を研究。「仏教では近角常観、キリスト教では内村鑑三」とよばれた宗教家となる）

藺田宗恵

松本文三郎（まつもとぶんざぶろう 1869-1944年 明治26年、東京大学文科大学哲学科卒業。明治39年、京都帝大文科大学設置ともに教授に就任。後、学長。昭和13年、東方文化研究所長。我が国のインド哲学・仏教学の発展に寄与）

倉知鉄吉（ドイツ駐在公使井上馨之助下の書記官もしくは書記生）

宮本叔（みやもしはじめ 1867-1919年 明治30年東京帝国大学助教授、明治32年ドイツ留学。大正7年、東京帝国大学医科大学教授。我が国の伝染病理学の基礎を確立）

藤代禎輔（ふじしろていすけ 1868-1927年 明治24年、東京大学文科大学独文科卒業。ドイツ留学後、京都帝大教授となりドイツ文学を担当）

美濃部達吉（みのべたつきち 1873-1948年 明治30年、東京大学法科大学政治学科卒。明治30年、留学。帰国後東大教授となり憲法学、行政法を担当。天皇機関説を唱えたが、後、昭和10年、反国体的学説として政治問題化し、不当な弾圧を受けた）

森孝三（台湾總督府関係者）

である。なおこの絵はがきを刊行したのは、それに付された独文によって KISAK TAMAI、すなわち今示した発起人の一人の玉井喜作であったことが知られるが、顧みられるべき個人的な経歴を持っているので、最後にすこしく言及しておきたい。

玉井喜作は、大学東校（現東大医学部の前身）卒業後、札幌農学校のドイツ語教師として赴任したが、数年にしてこれを辞し、1891(明治24)年、ウラジオストックに渡った。そして単身しかも徒歩でシベリアを横断してベルリンに至り、ベルリンの日刊紙の記者となり活動した。後、1898(明治31)年、日本とドイツの親善と貿易の促進を図る総合雑誌“Ost-Asien（東亜）”をベルリンで刊行したが、1906(明治39)年、当地で他界した。しかし“Ost-Asien”はその後も刊行されて、139号にまで至った。

いずれにしても20世紀初頭のベルリンに、かくも多くの日本人がいて研鑽をつみ活動していたことは、もっと鮮明に記憶されてよい。そして彼らのなかにそれぞれの分野で我が国のリーダーとなった人々が少なからず存在したことは、20世紀初頭のベルリン留学生の我が国の近代化に果たしたその役割の大きさを物語るものであろう。藺田宗恵の写るこの絵はがきは、こうした点においても興味い映像資料である。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町 5-19-14

荒川正晴方 TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会(The Research Society for Turfan Relics)